

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案」について

令和8年2月
財務省

1. 法律案の概要

東日本大震災からの復興を図ることを目的として実施する施策（「復興施策」）に必要な財源の確保のため、財源確保の対象となる「復興施策」の期間及び復興債の発行期間を令和12年度まで延長する等の措置を講ずる。

2. 施行日

令和8年4月1日